



令和元年7月22日

各 位

会社名 株式会社ピーエイ
代表者 代表取締役社長 加藤 博敏
(東証第二部・コード番号 4766)
問合せ先 経営企画部長 阿部 良一
(TEL 03-5803-6318)

ベトナムにおける商品登録手続きサービス開始のお知らせ

当社のベトナムの連結子会社である PA Vietnam Advertisement Co., Ltd. は、日本からベトナム国に商品を輸出したい企業様の為のベトナム国の通関手続きに必須であるベトナム審査機関に対する手続きを代行して行う商品登録手続きサービスを開始したことをお知らせ致します。

これにより当社及び株式会社キレイコム（以下「キレイコム」という。）及びその他 6 社での共同出資会社（令和元年 7 月 1 日設立）である株式会社 PA エンタープライズ（連結子会社）が、ベトナム進出におけるマーケティングや販路拡大などのサービス展開を開始した事と合わせ、日本の商品認知の拡大とリーチできる層を大きく広げる支援と共に、ベトナム向け商品輸出のワンストップサービスの提供ができる運びとなりました。

記

1. サービス開始の目的

近年、ASEAN10ヶ国の中でインドネシア、フィリピンに次ぐ人口を誇るベトナムは、GDP の平均成長率は 6% を超え今後も続くと見込まれております。その中において、ベトナムにおける日系企業の商工会議所会員数は、昨年タイを超え、更に増加の一途をたどっております。

消費市場の中核をなす中間層が急増しており、富裕層においても 2020 年までに 1,000 万人を超えると言われております。

急成長しているベトナムにおいて、日本製商品をベトナムへ輸出し、販売したい企業様からのニーズは増加の一途をたどっており、弊社はそのニーズにお応えすべく、本サービスの展開を開始致しました。すでに多くの化粧品販売会社様、サプリメント販売会社様からのご依頼があり、多くのご相談を頂戴しております。

2. サービスの概要

ベトナムへ下記の商品輸出を検討する日本企業に対し、成分チェック（ベトナムで使用が禁止されている成分の有無、含有量に制限がある成分が含まれていないかの事前チェック）と、通関手続きに必須である「商品登録手続き」の代行サービスを提供します。

【手続き必要な品目と申請を行うベトナム機関】

- ① 化粧品、スキンケア（医薬品管理局）
- ② サプリメント、健康食品（食品安全副局等）
- ③ 食品（食品安全局等）

3. サービス開始日

令和元年 6 月 22 日

以上